

## 条 例

埼玉県中山間地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四十号

埼玉県中山間地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例

埼玉県中山間地域ふるさと基金条例（平成六年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に、「過疎地域及び」を「過疎地域（同法第三条第一項若しくは第二項又は第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）及び」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。